

## 電子申告、電子申請・届出、共通納税が利用可能

すでに電子化されている申告手続きと関連性の高い申請・届出手続き、納付手続きをeLTAXから行えます。

利用可能な手続きを税目ごとに紹介します。

税目	① 電子申告	② 電子申請・届出	③ 共通納税
法人都道府県民税 法人事業税 特別法人事業税 (地方法人特別税)	予定申告 中間申告 確定申告 修正申告 清算確定申告など	法人設立・設置届 異動届 法人税に関わる確定申告書又は連結確定申告書の提出 期限の延長の処分等の届出 申告書の提出期限の延長の承認申請	電子申告に係る納付 見込納付及びみなし納付 延滞金、加算金の納付
法人市町村民税	予定申告 中間申告 確定申告 修正申告 清算確定申告など	法人設立・設置届 異動届	電子申告に係る納付 見込納付及びみなし納付 延滞金、加算金の納付
固定資産税 (償却資産)	全資産申告 増加資産/減少資産申告 修正申告など		
個人住民税	給与支払報告 給与支払報告・特別徴収に関する給与所得者異動届出 普通徴収から特別徴収への切替申請 退職所得に関する納入申告及び特別徴収票 公的年金等支払報告など	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	特別徴収に係る本税の納付 特別徴収に係る延滞金、加算金の納付
事業所税	資産割、従業者割の納付申告 免税点以下の申告 事業所用家屋貸付等申告など	事業所等新設・廃止申告	電子申告に係る納付 見込納付及びみなし納付 延滞金、加算金の納付

※ 電子申請・届出は、地方公共団体によって個別に上記以外の手続きが提供される場合があります。

※ 地方公共団体ごとの対応状況については、「[② 地方公共団体ごとのサービス状況](#)」をご確認ください。

今後、更に利用可能手続きを追加予定です。

#### ご注意いただきたい点

eLTAXで利用できる手続きに関して、次の点にご注意ください。

#### 共通納税

手続き	注意点
法人都道府県民税 法人事業税 特別法人事業税（地方法人特別税）	令和元年10月1日以降、電子申告したものについて、地方税共通納税システムを用いて、複数の地方公共団体に地方税の一括納税ができます。  利用届出が必要です。
法人市町村民税	情報リンク方式等、複数の収納手段がありますが、ダイレクト納付を利用する場合、納税用口座の登録が必要です。
個人住民税 退職所得に関わる納入申告	
事業所税	
個人住民税（特別徴収） 法人都道府県民税の見込納付及びみなし納付 法人事業税の見込納付及びみなし納付 特別法人事業税（地方法人特別税）の見込納付及びみなし納付 法人市町村民税の見込納付及びみなし納付	令和元年10月1日以降、地方税共通納税システムを用いて、納付金額を直接入力することで、複数の地方公共団体に地方税の一括納税ができます。  利用届出が必要です。  情報リンク方式等、複数の収納手段がありますが、ダイレクト納付を利用する場合、納税用口座の登録が必要です。

# 提出先が複数あるときには

eLTAXの利用者IDは納税者単位で取得します。例えば、法人事業税の申告で、同じ納税者が複数の地方公共団体に対して申告する場合でも、利用者IDを1つ取得するだけで、それぞれの申告先に対して電子申告することができます。

1つの利用者IDで複数の地方公共団体に対して申告書等を提出する場合には、利用届出（新規）を行った後、PCdesk（DL版）などのソフトウェアから利用届出（変更）を行います。それぞれ次の点にご注意ください。

## 利用届出（新規）の注意点

本店において利用届出（新規）を行う際は、以下の点にご注意ください。

(1) 提出先の指定：

提出先の地方公共団体のうち、主となる地方公共団体を1つだけ提出先として指定します。

(2) 利用者情報の入力：

「利用者情報」の住所、電話番号等には、本店のものを入力します。

(3) 提出先・手続き情報の登録：

上記（1）で提出先として指定した地方公共団体に関する情報（利用税目、区・事務所等、事業所又は給与支払者の所在地若しくは課税地）を入力します。

## 利用届出（変更）の注意点

上記（1）で提出先として指定した地方公共団体に加えて、他の地方公共団体に対しても申告書等を提出する場合は、「利用届出（変更）」を行い、残りの提出先を全て追加します。つまり、利用届出（新規）を行うのは1度だけで、それ以降の手続きは利用届出（変更）で処理します。

利用届出（変更）は、利用届出（新規）を行った後にPCdesk（DL版）を取得し、PCdesk（DL版）などのeLTAXで対応ソフトウェアから行います。操作方法の詳細は、「[② ガイド編\\_PCdesk（DL版）（3.2 提出先・手続き情報を変更する）](#)」をご確認ください。

**複数の地方公共団体に「法人都道府県民税・事業税・特別法人事業税（地方法人特別税）／法人市町村民税」の電子申告をする場合の例（東京都に対して利用届出（新規）を行う場合）**

事務所等の所在地	申告書提出先	利用届出 (新規)	利用届出 (変更)
東京都千代田区	東京都	○	-
神奈川県横浜市	神奈川県 横浜市	-	○

# 代理人が関与するときには

検索

電子申告、電子納税を行う場合と、電子申請・届出を行う場合とで異なります。

## 電子申告、電子納税を行う場合

納税者であるAさんの申告書等を税理士のBさんが作成して送信する場合、納税者であるAさんと税理士のBさんの利用者IDが必要です。したがって、AさんBさんとも利用届出を行っていただく必要があります。

なお、代理人が申告を行う場合、納税者が利用届出を行う際に電子証明書を省略することが可能ですが。

### 納税者Aさんの申告書等を税理士Bさんが作成・送信する場合

対象者	電子証明書の取得	利用者IDの取得 (利用届出)
納税者Aさん	不要	必須
税理士Bさん	必須 ※	必須

※ 電子納税の都度、電子証明書を添付する必要はありません。

## 電子申請・届出を行う場合

申請者であるAさんの申請・届出書を税理士のBさんが作成して送信する場合、申請者であるAさんについては利用者IDをお持ちでなくてもかまいません。この場合には申請者であるAさんの電子証明書が必要になります。

税理士のBさんについては、利用者IDと電子証明書が必要です。

### 申請者Aさんの申請・届出書を税理士Bさんが作成・送信する場合

対象者	電子証明書の取得	利用者IDの取得 (利用届出)
申請者Aさん	電子証明書か利用者IDのいずれか1つが必須	
税理士Bさん	必須	必須